

令和8年4月採用 公益財団法人わかやま産業振興財団 「和歌山県よろず支援拠点生産性向上支援センター 生産性向上支援サポーター(不定期業務)」募集案内

1 趣旨

公益財団法人わかやま産業振興財団(以下「財団」という。)では、経済産業省中小企業庁が中小企業・小規模事業者(以下「事業者」という。)の経営上のあらゆるお悩みの相談に対応するため各都道府県に設置した「よろず支援拠点」の和歌山県における設置機関として、財団内に「和歌山県よろず支援拠点」(以下「拠点」という。)を設置し、事業者の経営相談を実施しています。今回、拠点業務をより一層推進するため、令和8年4月1日付けで「和歌山県よろず支援拠点生産性向上支援センター」(以下「センター」という。)を開設する予定です。センターでは、事業者の支援に十分に能力を発揮できる人材を「和歌山県よろず支援拠点生産性向上支援センター 生産性向上支援サポーター(不定期業務)」(以下「サポーター」という。)として募集します。

2 業務内容

サポーターは、和歌山県内のより多くの事業者に適切な支援を提供するため、拠点チーフコーディネーターや拠点生産性向上支援統括サポーター(以下「統括サポーター」)の管理・指導のもと、毎年度中小企業庁が作成する「よろず支援拠点活動基本方針」に基づき、次に掲げる業務をはじめ、事業者の経営支援業務に対して幅広く対応するとともに、**特に、事業者の生産性向上(5S、工程改善、省力化、デジタル化等)に関する相談に対応し、複数回の現場訪問を含む徹底した伴走支援を通じて、課題解決に向けた提案・助言等を行います。**

(1)政策的な重要分野と省力化投資促進プランの業種への対応

中小企業庁が毎年度指定する重点支援分野への相談対応及び国が関係府省庁連絡会議において決定する「省力化投資促進プラン」の指定業種

(2)専門性の高い経営アドバイス

商工会・商工会議所等の支援機関(以下「他の支援機関」という。)では十分に解決できない売上拡大や経営改善等の経営課題の解決に向けた提案

(3)課題解決のための総合調整

- ① 相談内容に応じた適切な他の支援機関の紹介
- ② 経営課題に対応した他の支援機関との相互連携によるコーディネート
- ③ 地域の事業者に対して他の支援機関による経営支援に加え、地域全体として最高水準の支援を実現

(4)「対話と傾聴」を通じた伴走支援

事業者の深い納得感と当事者意識をもてるよう、事業者へのヒアリングの際における「対話と傾聴」を通じて、経営に関する真の課題を明らかにした上で、その課題の解決を目指す伴走支援

(5)出張相談会等

他の支援機関や国・県等と連携した出張相談会等において、設置された窓口での事業者への相談対応

(6)他の支援機関に対する支援ノウハウの共有

経営相談の解決に必要な提案方法やこれまでに支援した事例など本事業を実施することを通じて蓄積された支援ノウハウの他の支援機関への共有

(7)本事業の広報

地域の事業者や財団及び拠点の機能を知ってもらうべく、セミナーの開催、支援事例を含む広報資料の作成・配布、WEBコンテンツの充実、SNSやプレスリリース等の活用による積極的な情報発信の実施及び相談者の掘り起こし

(8)業務報告書の作成等

よろず支援拠点全国本部が構築した支援実績管理システムへの入力及び日毎の業務報告書の作成・提出

(9)大規模な経済変動時の対応

自然災害、感染症、倒産等の国民生活及び経済全般に大きな影響を与える大規模な経済変動時に設置する特別相談窓口における相談対応

(10)その他幅広い業務への対応

上記に掲げた業務内容については、あくまでも基本的な業務を示したに過ぎず、これに限定するものではありません。実際は、効果的な取組方法を検討し、目標達成に向け幅広く業務を担っていただくこととなります。また、国へ提出する報告書の作成等の定型業務や拠点の内部的な事務についても、所掌事務の範囲内です。

3 支援実績・支援事例の提出等

サポーターは相談対応状況、支援実績等の状況、支援を行った案件のうち、先進的な支援ノウハウとして他の支援機関に共有できると考えられる事例を随時拠点チーフコーディネーター及び統括サポーター並びに財団に報告して頂きます。

なお、報告内容は、拠点チーフコーディネーター及び統括サポーター並びに財団が、契約更新時の評価に際し参考とさせていただきます。

4 募集職種及び人数

サポーター 2名程度

※ 試験の結果、合格者がいない場合もあります。

5 募集期間

令和8年1月19日(月)～ 令和8年2月6日(金)午後5時必着(簡易書留のみ受付)

6 契約(委嘱)期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

※ ただし、拠点の翌年度の事業計画に即した場合であり、拠点チーフコーディネーター及び統括サポーター並びに財団が業務評価等により必要と認めた場合、1年以内で委嘱の継続が可能となる場合があります。また、委嘱期間が連続して3年を超えて継続するためには、公募による採用試験に合格する必要があります。他に、国の予算の成立をもって、翌年度事業が実施されますので、成立が無い場合には、委嘱契約の取り消しや中止することもあります。

7 契約(委嘱)条件等

(1)謝金等

- ① 謝金:日額 30,000円(消費税及び地方消費税を加えます。ただし、半日は、4時間以上とし15,000円に消費税及び地方消費税を加えます。)
- ② その他手当:なし
- ③ 謝金支給日:翌月金融機関営業日8日目(口座振込)

(2)業務日数及び業務時間

① 不定期業務

※ 業務日及び業務日数は、拠点チーフコーディネーター及び財団が決定します。

なお、年度途中で、相談対応の状況やその他業務の必要性に鑑み、場合によっては、業務日及び業務日数を増加または減少させるなどの変更を行なう場合がありますので、予めご承知願います。

- ② 業務を要しない日は、原則として土曜日、日曜日、法律で定める休日、12月29日から1月3日とします。ただし、必要に応じて業務を要する場合があります。
- ③ 業務時間は、原則として、午前9時から午前12時及び午後1時から午後5時45分とします。ただし、謝金の支払いは、半日が4時間以上、1日が7時間45分以上の業務が対象となり、また、必要に応じて時間外に業務を要する場合がありますので、予めご承知ください。
- ④ 有給休暇はありません。(業務日数に応じた謝金支払いになります。)

(3)勤務地

・和歌山県よろず支援拠点(財団内)

所在地:和歌山市本町二丁目1番地 フォルテワジマ 6階または4階

・和歌山県内で開催する出張相談会会場

・相応の理由がある場合は、拠点チーフコーディネーター及び統括サポーター並びに財団が指定する場所

(4)その他

- ① 旅 費:業務上の出張については、財団規定により別途旅費を支給します。
- ② 社会保険等:社会保険(健康保険、厚生年金保険、介護保険)及び労働保険(雇用保険、労災保険)について、財団での加入はありません。

8 契約(委嘱)日

令和8年4月1日

9 受験資格

【以下の要件のすべてに該当する者とします。ただし、④については、令和8年1月時点で内閣府が公表している「省力化投資促進プラン」に指定されている業種の何れかに該当すれば、受験は可能とします。】

- ① 事業者の支援に必要な専門知識・経験を有するとともに、相談者に対して売上拡大や経営改善などの成果につながるアドバイスやコンサルティングができる者
- ② 事業者を支援する熱意(支援マインド)があり、相談者に対して誠実に対応するとともに、企業や他の支援機関、関係機関等を精力的に訪問できる者
- ③ 企業等の現場において生産性向上に取り組んだ経験を有する又は支援者として生産性向上支援の経験を有する又はそれと同等のスキルを有する者
- ④ 特に「省力化投資促進プラン」に指定されている以下の業種の支援ができる者。
 - ・飲食業
 - ・宿泊業
 - ・小売業
 - ・生活関連サービス業(理容業、美容業、クリーニング業、冠婚葬祭業)
 - ・その他サービス業(自動車整備業、ビルメンテナンス業)
 - ・製造業(中小製造業、食品製造業)
 - ・運輸業
 - ・建設業
 - ・警備業
- ⑤ 拠点チーフコーディネーター、他のコーディネーター、財団の職員と連携し、事業を実施できる者
- ⑥ 自ら自動車を運転して企業、関係機関等の訪問ができる者
- ⑦ パソコン操作等(ワード・エクセル・パワポ・HP 作成)を支障なくできる者
- ⑧ インターネット、電子メール、SNS 等による情報発信等を支障なくできる者
- ⑨ 消費税に係る適格請求書発行事業者(インボイス発行事業者)として登録されている者又は採用決定した場合は、令和8年3月6日(金)までに適格請求書発行事業者(インボイス発行事業者)として登録手続を完了する者

【以下のいずれかに該当する者は受験できません。】

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 和歌山県暴力団排除条例(平成23年和歌山県条例第23号)第2条第3号の暴力団員等若しくは同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者

10 その他注意事項

サポーターは、本事業により支援を行なった事業者の知り得た営業秘密をはじめ、財団や他の支援機関や関係機関との守秘事項を厳守するとともに、これを自己の利益に利用してはなりません。本事業の終了後も同様とします。

11 選考方法

(1) 第1次試験(書類審査)

受験申込書により書類審査を行い、可否について全員に郵送にて通知します。

(2) 第2次試験(面接審査)

第1次試験合格者に対し個人面接を行い、最終的な可否を決定します。

※ **令和8年2月17日(火)**に実施を予定しています。

※ 試験会場は、フォルテワジマ内の会場を予定しています。

(和歌山市本町二丁目1番地)

※ 試験場所、時間等の詳細については、第1次試験合格通知の際にお知らせします。

※ 受験者本人の試験結果は、口頭で開示請求することができます。開示を希望する人は、以下により受験者本人が、財団総務部に事前に連絡したうえで、本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等の写真付きで公的機関発行のものに限る。)を持参のうえ、財団に請求してください。

試験の種類	開示請求できる人	開示内容	開示期間
第1次試験	第1次試験不合格者	得点及び順位のみ	合格発表の日から令和8年3月
第2次試験	第2次試験受験者	第1次試験及び第2次試験の得点及び順位のみ	10日まで(土日、休日を除く午前9時から午後5時まで)

12 受験申込書等の配布と申込み方法

(1) 受験申込書等の配布

【直接入手する場合】

受験申込書等は、令和8年1月19日(月)から、公益財団法人わかやま産業振興財団(和歌山市本町二丁目1番地 フォルテワジマ6階)において配布します。

配布時間は、午前9時から午後5時までです。ただし、土曜日、日曜日、法律に定める休日を除きます。

【郵送により入手する場合】

郵送で受験申込書等を請求される場合は、宛先を明記した返信用封筒(角形2号封筒<240mm×332mm>)に180円分の切手を貼付したものを同封し、表面に「サポーター受験申込書請求」と朱書きしてください。

請求先 〒640-8033 和歌山市本町二丁目1番地 フォルテワジマ6階
公益財団法人わかやま産業振興財団 総務部

【ホームページからダウンロードする場合】

受験申込書等は、公益財団法人わかやま産業振興財団のWEB サイトからダウンロードすることができます。 <https://yarukiouendan.or.jp/>

(2) 応募方法等

応募は郵送のみとします。(持参による受付はしません。)

封筒の表面に「サポーター受験申込書在中」と朱書きし、下記受験申込書を同封のうえ、**必ず簡易書留で郵送**してください。

なお、提出された受験申込書は、一切返却いたしません。

(受験申込書)

- | | |
|--|-------------|
| ① 受験申込書(写真貼付)、学歴・職歴 | 様式1(任意書式含む) |
| ② 主な業績、受験の動機等の詳細 | 様式2 |
| ③ 暴力団排除に関する誓約書 | 様式3 |
| ④ 返信用封筒1通(長形3号<120mm×235mm>)に460円分の切手(簡易書留用)を必ず貼付し、ご自身の郵便番号、住所及び氏名を記入したもの) | |

(3) 受付期間

令和8年1月19日(月)～ 令和8年2月6日(金)午後5時必着

(4) 応募に当たっての注意事項

- ① 提出書類に不足等がある場合は、「書類不備」として扱い、書類審査(第1次試験)ができない場合もありますので、十分ご注意ください。
- ② 応募に係る費用(面接のための交通費等も含む。)は、自己負担となります。また、合格通知後に行う財団との打ち合わせ等に係る費用についても、自己負担となります。
- ③ 応募書類の内容に虚偽があることが判明した場合は、委嘱後に委嘱を取り消すことがあります。
- ④ 提出書類は、日本語で作成してください。

※本募集は、国の令和8年度予算の成立を前提とするものであり、予算の成立状況によっては取り消し又は変更する場合がありますので、ご注意ください。

【問い合わせ先】

〒640-8033

和歌山市本町二丁目1番地 フォルテワジマ6階

公益財団法人わかやま産業振興財団

総務部 南、西前

TEL 073-432-3412 FAX 073-432-3314

E-mail soumu@yarukiouendan.jp